

第5回情報公開委員会議事概要

平成22年1月19日
独立行政法人日本原子力研究開発機構

1. 日 時 平成21年9月3日(木) 15:00～16:30
2. 場 所 東京都千代田区内幸町1丁目3番1号
幸ビル13階 会議室1303号室
3. 出席者 委員長 碧海 西葵 消費生活アドバイザー
委員長代理 棟居 快行 大阪大学 大学院 高等司法研究科 教授
委 員 浅田 正彦 京都大学 大学院 法学研究科 教授
委 員 市村 元 関西大学 社会学部 客員教授
委 員 高後 元彦 弁護士
委 員 鈴木 秀美 大阪大学 大学院 高等司法研究科 教授
委 員 高橋 明男 大阪大学 大学院 法学研究科 教授
委 員 山本 康典 日本原子力文化振興財団 参事
4. 議 題 (1) 第4回情報公開委員会議事概要について
(2) 平成20年度の情報公開法施行状況について
(3) 検討部会の開催状況について
(4) 研究開発報告書類の全文提供による成果普及について
(5) その他
5. 配布資料
情公5-1 第4回情報公開委員会議事概要
情公5-2 平成20年度 開示請求対応状況について
情公5-3 検討部会の開催状況について
情公5-4 研究開発報告書類の全文提供による成果普及について
6. 議事要旨
(1) 第4回情報公開委員会議事概要について
事務局から、情公5-1に基づき、第4回情報公開委員会議事概要について、報告があった。

(2) 平成20年度の情報公開法施行状況について
事務局から、情公5-2に基づき、平成20年度の開示請求対応状況について、説明があった。
これに対して、委員から以下の意見があった。
(委員) 平成20年度の開示決定の平均日数が27日と説明があったが、最短ではどれぐらいで決定しているのか。

(機構) 平成20年度の開示決定日数については、最短である17日で決定されたものが2件ある。これは、文書の特定が容易に可能であったことや、特定された文書に個人情報等の記載がなかったため、開示・不開示を短期間で決定することが可能であった。

(委員) 法に基づく開示決定等期限が30日以内であることを考えると、27日という平均日数は遅い方であると思うが、なぜこれだけの時間が掛かるのか。

(機構) 機構では、開示請求を受付けた後、所管箇所において文書の特定及び開示・不開示等の判断をしている。その上で、法律に基づく的確な決定を行うために、広報部にて所管箇所の判断が妥当であることを確認した後、開示決定等に係る手続きを行っている。そのために時間を要することがある。

(3) 検討部会の開催状況について

事務局から、情公5-3に基づき、検討部会の開催状況について、報告があった。

(4) 研究開発報告書類の全文提供による成果普及について

研究技術情報部から、情公5-4に基づき、研究開発報告書類の全文提供による成果普及について、報告があった。

これに対して、委員から以下の意見があった。

(委員) 研究技術報告書類における成果に商業的価値がある場合でも、公開を行うのか。また、核不拡散に係る情報が不用意に掲載されてしまうことはないのか。

(機構) 研究技術報告書類の原稿は、執筆部署内で審査を受けてから投稿される。執筆部署は、核不拡散に係る情報が含まれていないことを確認し、特許申請を行うべきものは申請を済ませた後に投稿することになっている。

(委員) 「JOPSS (研究成果検索・閲覧システム)」を作った一番の理由はなにか。また、研究開発報告書類以外にも成果発表の手段はあるのではないのか。

(機構) 原子力機構法にもあるとおり、研究開発の成果を普及することは原子力機構の役割である。インターネットによる発信が効果的・効率的に成果普及に資すると考え、「JOPSS」を作った。

また、研究開発報告書類以外に雑誌への論文投稿も成果発表の媒体として考えられる。研究開発報告書類にはページ数の制限がなく詳細に成果を記述できる、刊行までの時間が短い、原子力機構が著作権を保持できるといったメリットがある。どのような手段で発表することが適切かについて、研究者が判断して選べるようになっている。

(委員) このシステムには世界中からアクセスがあると思うが、セキュリティは大丈夫か。

(機構) 外部からのネットワークへのアクセスについては、計算機システムを所掌する部署の監査を受け、十分なセキュリティ対策を講じている。

(5) その他

特になし。

以上